

米穀の生産調整実施要領に関するQ & A

Q 1 平成20年産の生産調整の実効性確保については、行政が積極的に関与するとしていますが、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うというこれまでの推進方向を変更するのですか？

- 1 米については、多様な流通の下、産地・銘柄ごとに市場において価格や販売量の決定が行われています。生産調整についても、全体として需給バランスがとれるよう留意しつつも、販売動向等を踏まえて、生産者・生産者団体が主体的に決定していくことが望ましいと考えています。
- 2 しかしながら、米の消費の減少が続き、生産調整を行わなければ米価が下落する状況にある以上、生産調整の実効性を確保することは、担い手を含む稲作農家の経営安定を図る上で不可欠なものです。食糧法の基本的枠組みの下、行政が生産調整の実効性確保に関与することは米政策改革の方向を変更するものではありません。

Q 2 平成19年産で大幅に過剰作付けとなった都道府県・市町村について、生産調整目標達成合意書を締結するとしてますが、どのような場合に締結すれば良いのですか？また、どのような内容を合意すれば良いのですか？

- 1 生産調整目標達成合意書については、行政、生産者団体、集荷・販売業界等の関係者が、生産調整目標の達成に向けて、それぞれの役割を適切に果たすとともに、相互に連携して取り組むこと等を確認するものです。
- 2 このため、合意書の締結については、生産調整の推進状況や19年産の達成状況を踏まえて、関係者が20年産の取組等を議論する中で必要と判断する場合に締結するものであり、その内容についても、地域の実態に応じて関係者が定めることが基本となります。
- 3 なお、全国段階では、昨年12月27日に全国水田農業推進協議会を開催し、農林水産省や生産者団体、集荷・販売業界の全国団体との間で、それぞれが生産調整目標の達成に向けて考えられるあらゆる措置を講じること
それぞれ単独では行うことが難しい措置についても、お互いに連携・協力して取り組むこと
等について合意し、生産調整達成のための合意書を締結しています。

Q 3 平成20年産米については、市町村別又は認定方針作成者別の需要量に関する情報の提供に当たって、生産量と併せて面積換算値を示すこととされていますが、なぜ面積換算値を示す必要があるのですか？

- 1 20年産米については、作付段階の取組状況の把握と適切な事後対策の実施を通じて生産調整目標が達成されるよう、都道府県別の需要量に関する情報として生産量と併せて面積換算値も示すこととしたところです。
- 2 このため、地域段階における需要量に関する情報の提供に当たっても、生産量だけでなく、その面積換算値を示していただき、作付段階の取組状況を把握する中で、万一面積換算値を超える作付が行われた場合には、青刈りや新規需要米の取組拡大等の措置を講じていくことが必要です。

Q 4 新規需要米はどのような取組が対象となりますか？また、米粉用が含まれますが、加工用米の対象となる「米穀粉、玄米粉その他これに類するもの」とはどこが違うのですか？

- 1 新規需要米は、国内主食用米及び加工用米以外の米穀（飼料用・米粉用・輸出用・バイオエタノールのほか、地方農政事務局長が主食用米の需給に影響を及ぼさないと認めたもの）が対象となります。
- 2 このため、和菓子・煎餅等の従来からの米粉用の米穀は加工用米として取り扱い、米以外の穀物代替となるパン・麺等の新規用途は新規需要米として取り扱うこととなります。なお、新規需要米に取り組む場合は、加工用米と異なり、ほ場1枚を単位として作付けられていること、生産するほ場が特定されていることが必要です。
- 3 また、これまで「消費純増策」に位置付けられていた取組については、輸出用のほか、学校給食への供給の増加等の取組についても、所定の要件を満たすことで新規需要米として取り扱うことが可能です。

Q 5 生産調整目標の達成に向けて、収穫後に総収穫量、くず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量を把握することとされていますが、ここでいう「くず米」は、業者が再選別する等して主食用として販売される可能性のあるものを含めても良いのでしょうか？

- 1 くず米が主食用として流通すれば、主食用米の供給が増え、米価の安定を図る上で問題を生じるおそれがあります。こうした事態を避けるため、主食用に流通する可能性のある米は、ここでいう「くず米」に含めることはできません。

2 地域においては、こうした「くず米」が低価格の非主食用途に供給されるよう集荷・販売体制の確立に努めていただくことが重要です。

Q 6 生産調整目標に対して未達成となった都道府県・地域は、産地づくり交付金等で不利な取扱いを受ける場合があるとのことですが、どのような数値を用いて達成・未達成の判定を行うのですか？

- 1 生産調整目標の達成・未達成の判定は、都道府県や市町村等が把握している主食用米の作付面積（全水稻作付面積から加工用米や新規需要米の作付面積を除いたもの）をそれぞれの段階の需要量に関する情報の面積換算値と比較することになります。
判定の際に適切なデータを把握していない場合は、国の公表する統計データを用いて判定を行うことになります。
- 2 判定の結果、目標未達成となった都道府県・市町村は、産地づくり交付金の減額や補助事業の不採択等の不利な取扱いを受ける場合があります。関係者におかれては、目標達成に向けて全力をあげていただくようお願いします。
なお、未達成となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、生産調整の推進状況や達成状況等を踏まえて決定することとしています。

Q 7 平成20年産以降の生産調整の推進については、行政の関与が増大すると予想されますが、事務費の追加的支援はないのですか？

- 1 生産調整に係る事務費として交付していた米需給調整総合対策事業費補助金については、三位一体改革の一環として、平成18年度に地方自治体へ税源移譲したところであり、生産調整の推進に係る事務費については自治体ごとに措置していただくことになります。
- 2 なお、米の生産調整の推進や水田を利用した作物の産地づくり等に資する地域協議会の取組については、産地づくり交付金を使用できる仕組みとなっています。